

目 次

三養基・鳥栖地区歯科医師会会則	1
三養基・鳥栖地区歯科医師会会則施行規則	10
三養基・鳥栖地区歯科医師会殊遇規則	13
三養基・鳥栖地区歯科医師会選挙規則	14
役員委員旅費規則	17
互助共済会規則	18
入会時納入金・会費規則	21

三養基・鳥栖地区歯科医師会会則

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は三養基・鳥栖地区歯科医師会という。

第 2 条 (組 織)

本会は三養基郡及び鳥栖市を区域とする歯科医師会の会員で組織する。

第 3 条 (事務所)

本会は事務所を会長宅に置く。

第 4 条 (目 的)

本会は、日本歯科医師会及び佐賀県歯科医師会との連携のもと、歯科医学、歯科医療に携わる歯科医師を代表する団体として、医道の高揚と歯科医学、医術の進歩発達及び公衆の口腔衛生普及向上を図り、社会福祉の増進並びに会員の親睦に寄与することを目的とする。

第 5 条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 医道高揚に関する事。
- 2) 歯科医学の進歩発達に関する事。
- 3) 社会保障の研究及び医療保障に関する事。
- 4) 公衆衛生の普及及び予防医学の研究指導に関する事。
- 5) 会員の福祉及び歯科医業の合理化に関する事。
- 6) 歯科医師の研修に関する事。
- 7) 会誌、会報その他の印刷物の発行に関する事。
- 8) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

第 6 条 (会 員)

本会の会員は、三養基郡及び鳥栖市内で就業する歯科医師で、本会に入会した者とする。

第 7 条 (入 会)

- 1 本会に入会しようとする者は、本会所定の入会申込書に關係書類を添えて本会に提出し、総会の承認を受けなければならない。
- 2 入会を認められた者は、速やかに入会金及び負担金を納入するものとする。
以上の手続きが完了した日をもって会員となる。

第 8 条 (会員の構成)

- 1 本会に、次の会員を置く。
 - (1) 正会員
 - (2) 準会員
- 2 前項の会員の資格は1名いずれか1個とし、重複して取得することはできない。
- 3 正会員及び準会員の種別に関する事項は、別途規定に定める。
- 4 第1項 (1)正会員のうち、榮譽の敬称である終身会員については、別途規定に定める。
- 5 正会員及び準会員は、日本で歯科医師の免許を受けた者でなければならない。

第 9 条 (会費及び負担金)

- 1 会員は本会所定の会費及び負担金を納入しなければならない。
- 2 会費及び負担金の額並びにそれらの徴収方法は、総会で定める。

第 10 条 (退 会)

会員が本会を退会する時は、その旨を記載した書類を本会へ提出しなければならない。

第 11 条 (資格の喪失)

会員が1年以上会費又は負担金を支払わなかった時は退会したものとみなす。ただし、本会から請求があった日から6ヶ月以内にその未払い金を支払った時は、この限りでない。

第 12 条 (除 名)

- 1 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決を経て除名することができる。
 - 1) 歯科医師として職務を汚した者。
 - 2) 本会の体面を汚した者。
 - 3) 本会の綱紀を乱した者。
 - 4) 会員たる義務を怠った者。
- 2 前項により除名した時は、その旨を県歯科医師会及び本人に通知する。

第3章 役 員

第 13 条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名以内
専務理事	1 名
常務理事	若干名
理 事	9 名以内

(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む)

監 事	2 名
-----	-----

第 14 条 (役員を選出)

- 1 会長及び監事は別に定める選挙規則により、総会において正会員の中から選任する。
- 2 会長は正会員の中から理事を指名して選任する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は会長が理事の中から選任する。

第 15 条 (役員職務)

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 3 専務理事は会長の命を受けて会務を掌握し会長、副会長に事故がある時はその職務を代行する。
- 4 常務理事及び、その他の理事は会長の命を受けて会務を分担処理する。
- 5 監事は本会の事業及び会計財産を監査する。

第 16 条 (専決)

- 1 会長は総会の議決を要する事項でありながら、緊急かつ必要ありと認められた時は理事会の議決に基づき専決処理することができる。
- 2 前項の規定により専決処理した事項については、次の総会で承認を受けなければならない。

第 17 条 (役員任期)

役員任期は、選任された年の7月1日から2年とする。但し再任を妨げない。

第 18 条

役員に欠員を生じその為会長が会に支障があると認められた時は役員選挙規則に準じ補欠選挙をすることができる。補欠選挙により就任した役員任期は、その前任者の残任期間とする。

第 19 条

役員は、その任期が満了した時でも後任者の就任する迄はその職務を行う。

第 20 条 (役員解任)

役員が次の各号のいずれかに該当する場合には総会の議を経て解任することができる。

- 1) 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められる時。
- 2) 職務上の義務違反その他の役員として相応しくない行為があると認める時。

この場合においては、その役員に対し弁明の機会を与えねばならない。

第 21 条 (役員の報酬及び費用弁償)

- 1 役員には報酬を支払うことができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 報酬及び費用弁償の額並びにその支払い方法は総会で議決を受けなければならない。

第4章 顧問等

第 22 条 (顧問)

- 1 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応え本会の会議に出席して意見を述べるができる。但し表決に加わることはできない。
- 4 顧問の任期は委嘱した会長の在任期間とする。

第5章 総会

第 23 条 (総会の種別)

総会は定時総会と臨時総会の2種とする。

第 24 条 (総会の構成)

総会は正会員をもって構成する。

第 25 条 (総会の機能)

- 1 総会はこの会則で別に定めるものの他、次の事項を議決する。
 - 1) 会則の変更。
 - 2) 事業計画及び収支予算。
 - 3) 役員の選出及び解任。
 - 4) 会の重要事項。

- 2 総会では次の事項を承認しなければならない。
 - 1) 事業報告及び収支決算。
 - 2) 寄付された金品の収受及び使途。
 - 3) 理事会の議決事項の内、重要なもの。

第 26 条 (総会の開催)

- 1 定時総会は、毎年 1 回 6 月に開催する。但し、時宜によりその時期を変更することができる。
- 2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 1) 役員選挙の時。
 - 2) 会長が必要と認めた時。
 - 3) 正会員の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があった時。

第 27 条 (総会の招集)

- 1 総会は会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、開会の日 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を文書で通知しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第 28 条 (総会の議長)

総会の議長、及び副議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

第 29 条 (総会の定足数)

総会は正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

第 30 条 (総会の議決)

総会の議事はこの会則に別に定めるものの他、出席正会員の過半数により決し、可否同数の時は議長が決める。

第 31 条 (総会の書面表決等)

正会員の有する選挙権及び表決権は委任状及び書面による行使は認めない。

第 32 条 (総会の議事録)

総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 33 条 (総会の機能の委任)

総会はその議決により、その機能の一部を理事会に委任することができる。

第6章 理 事 会

第 34 条 (理事会の構成)

理事会は理事をもって構成する。

第 35 条 (理事会の機能)

理事会は、この会則に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- 1) 総会に付議する事項。
- 2) その他会務の執行に関する事項。

第 36 条 (理事会の招集)

理事会は会長が必要と認める時招集する。

第 37 条 (理事会の議長)

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 38 条 (監事の理事会への出席)

監事は理事会に出席して質問し、又は意見を述べることができる。但し、表決に加わることができない。

第7章 委員会

第 39 条 (委員会)

会長は必要に応じて委員会を置くことができる。

第8章 選挙管理委員会

第 40 条 (選挙管理委員会)

- 1 本会に選挙管理委員会を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

第9章 会計及び財産

第 41 条 (財産の構成)

本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 入会金、会費及び負担金。
- 2) 寄付金品。
- 3) 前年度よりの繰越金。
- 4) 財産から生じる収入。
- 5) その他の収入。

第 42 条 (財産の管理)

本会の財産は、会長が管理する。

第 43 条 (経費の支弁)

本会の経費は、財産から支払われるものとする。

第 44 条 (予算決定前の支出)
予算が決定する迄の支出は前年度予算に従う。

第 45 条 (事業報告及び収支決算)
本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書を作成し監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

第 46 条 (事業年度及び会計年度)
本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 会則の変更及び解散

第 47 条 (会則の変更)
本会会則は、総会において正会員出席者の 3 分の 2 以上の議決を得なければ変更する事はできない。

第 48 条 (解 散)
本会を解散する場合は、総会において正会員の 3 分の 2 以上の議決を要する。但しこの場合第 31 条の規定に関わらず書面による表決権を認める。

附 則

本規則は、平成 25 年 3 月 1 日より施行する。

附 則

本規則は、令和元年 7 月 1 日より施行する。

附 則

本会則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

三養基・鳥栖地区歯科医師会会則施行規則

第 1 条

本会の正会員は、同時に佐賀県歯科医師会（以下「県歯」という。）及び日本歯科医師会（以下「日歯」という。）の正会員となるものでなければならない。

また本会の準会員は、県歯においても準会員となり、日歯の準会員になることができる。

第 2 条

- 1 正会員又は準会員で本会に入会しようとする者は、本会の総会の議決を受け、所定の入会金等及び会費等を納入して初めて会員となる。
会員種別は就業形態等により別表1及び2のとおりとする。
- 2 第1種会員が死亡又は終身会員となった場合には、当該就業所に勤務する第2種、第3種会員のうち、1名は自動的に第1種会員となる。
- 3 就業所に勤務する第2種、第3種会員が新規に開設、管理者になった場合は、自動的に第1種会員となる。
- 4 第2種、第3種会員から第1種会員に変更が生じた場合、本会理事会の承認を受け第1種会員としての入会金等及び会費等の差額を納入しなければならない。

第 3 条

- 1 第2種、第3種会員の入退会については、本人が勤務している病院又は診療所の管理者の同意を必要とする。
- 2 準会員を委員会の委員に充てる事ができる。但し委員長、副委員長は正会員をもって充てる。

第 4 条

特別の理由のある者に対しては、総会の議を経て会費及び負担金の減免又は期間を限って徴収を猶予することができる。

第 5 条

- 1 35 年以上本会の会員であって 75 歳以上に達したものは、これを終身会員と称し、敬意を表する。
- 2 本会会長は、終身会員となるものを、県歯会長に推薦する。
- 3 終身会員に関する殊遇規則は、別に定める。

第 6 条

- 1 本会会則第 8 条第 1 項に規定する準会員の会員種別は、就業形態等により別表 2 のとおりとする。
- 2 準会員は会則第 14 条に規定する役員の選挙権、被選挙権、同第 30 条に規定する総会の議決権等の機能を有しない。但し、本会の行事、学会講習会等に出席し意見を述べる事ができる他、本会の発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け又は購入する事ができる。

第 7 条

会員は医療機関及び住所氏名等を変更する時は、事前に本会へ届けなければならない。

第 8 条

既納の入会金、会費その他の拠出金は原則として返還しない。

第 9 条

理事会で必要と認めた時には、総会の承認を経て会員に対し表彰状、感謝状、記念品等を贈呈することができる。

第 10 条

会員が特別の理由により就業できず、県内外に居住した時は、会則第 6 条の規定にかかわらず、会員としての資格を引き続き保有することができる。

第 11 条

- 1 監事は会則第 15 条の 5 を施行する場合は会長、副会長、専務理事、会計担当理事の立ち会いの下で行う。
- 2 監事が直接本会の金銭の出入を取り扱う職務を兼任してはいけない。

附 則

本規則は平成 16 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

本規則は平成 25 年 3 月 1 日より施行する。

附 則

本規則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1（正会員の会員種別）

会員種別	就 業 形 態 等	摘 要
第 1 種	診療所の開設者・管理者、病院・医育機関・介護老人保健施設の歯科責任者等である歯科医師	・ 県歯、日歯は第 1 種会員
第 2 種	① 終身会員以外の第 1 種会員がいる診療所に勤務する歯科医師	・ 県歯、日歯は第 2 種会員 ・ 第 1 種会員が終身会員となった場合、第 1 種に変更となる。
	② 公務員である歯科医師、病院・医育機関・介護老人保健施設等に勤務する歯科医師	・ 県歯、日歯は第 2 種会員

別表 1（準会員の会員種別）

会員種別	就 業 形 態 等	摘 要
第 3 種	① 終身会員以外の第 1 種会員がいる診療所・医育機関・病院（病院歯科）・介護老人保健施設等に勤務する歯科医師 ③ 公務員である歯科医師 ④ 研究機関に勤務し診療に従事しない歯科医師	・ 県歯は第 3 種会員 ・ 希望により、日歯は第 3 種会員となれる ・ 第 1 種会員が終身会員となった場合、第 1 種に変更となる。

三養基・鳥栖地区歯科医師会殊遇規則

第 1 条

この規則は、会則第 8 条第 4 項及び会則施行規則第 5 条第 3 項に基づき、これを定める。

第 2 条

- 1 終身会員は本会所定の会費を免除する。ただし、会員としての一切の権利を失わない。
- 2 前項に規定する会費免除の始期は、終身会員になった翌月とする。

第 3 条

- 1 本規則の施行前、平成 31 年（2019 年、令和元年）度までに終身会員となった者については、本会所定の会費の 1/2 を免除する。ただし、以下にあげる条件に該当した場合は、本会所定の会費を免除する。
 - (1) 80 歳に達したもの
 - (2) 就業施設を閉院もしくは退職したもの
- 2 前項に規定する会費免除の始期は、(1) 80 歳に達した翌月、(2) 就業施設を閉鎖もしくは退職した翌月とする。

第 4 条

会則施行規則第 5 条第 1 項の在籍年数の計算においては、対象となる会員が、過去に、正会員及び準会員各々の種別を有していた場合は、各在籍期間を通算する。

ただし、準会員のみでの在籍の場合においては、終身会員としての資格を有しない。

附 則

本規則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

三養基・鳥栖地区歯科医師会選挙規則

第 1 条 (要 旨)

この規則は三養基・鳥栖地区歯科医師会会則第 19 条に基づき三養基・鳥栖地区歯科医師会で行う選挙に関する事項を定める。

第 2 条 (選挙権)

会則第 8 条に規定する正会員で、入会後選挙の日において 60 日を経過した者は、本規則の選挙権を有する。

第 3 条 (被選挙権)

役員の本選挙権は、入会後選挙の日において正会員として引き続き 1 年以上を経過したものでなければならない。但し、会則等により除名された者は、この限りではない。

第 4 条 (選挙権の行使)

選挙権の行使は、理由の如何を問わず委任又は文書によることを認めない。

第 5 条 (選挙事務の管理)

選挙に関する事務は、会則第 40 条の規定により選挙管理委員会が管理する。

第 6 条 (選挙管理委員会)

- 1 選挙管理委員会は、委員 5 名をもって組織する。
委員のうち 1 名を県歯選挙管理委員に推薦する。
- 2 委員は第 2 条と第 3 条による選挙権及び被選挙権を有する会員の中から選出し理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし委嘱された年の 7 月 1 日をもって始期とする。但し、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了しても後任者が就任する迄はその職務を行うものとする。

- 5 選挙管理委員会の委員長及び副委員長各々1名は、委員の互選により決める。
- 6 委員は在職中会則第14条に規定する役員候補となること、又候補者を推薦することができない。

第 7 条 (選挙管理委員会の事務)

選挙管理委員会は、役員選挙の執行に関する事務を行う。

第 8 条 (選挙方法)

- 1 会長、及び監事の選挙は、その任期満了の年の2月の臨時総会において投票により、これを行う。但し、時宜によりその時期を変更することができる。
- 2 前項の選挙は、立候補者又は推薦候補者についてこれを行う。

第 9 条 (当選者)

- 1 有効投票中次の投票数をもって当選者とする。
- 2 定数1名の場合は、過半数の得票者、若し過半数の得票がない時は得票の多い2名について決選投票を行う。
- 3 定数2名の場合は、高点者より順次得票順に当選者とする。得票同数の場合は、選挙管理委員長はくじで当選者を決定する。

第 10 条 (選挙期日及び立候補並びに推薦候補届出期日の告示)

- 1 選挙期日及び立候補並びに推薦候補届出期日は、理事会の議を経て会長は選挙管理委員長に報告をしなければならない。
- 2 選挙管理委員長は、会長から報告を受けた時は選挙管理委員会を招集し、選挙期日7日前迄に選挙権者に通知しなければならない。
- 3 告示の方法は、選挙権者に対して文書等で通知しなければならない。
- 4 選挙の事務に関する告示及び通知は、選挙管理委員長で発するものとする。

第 11 条 (立候補及び推薦候補の届出)

役員立候補者は、第10条の規定による届出期日迄に正会員2名以上の推薦文書をもってその立候補の届出を選挙管理委員会に届出なければならない。

第 12 条

正会員が候補者を推薦しようとする時は、第 10 条の規定による届出期日迄に正会員 2 名以上の推薦文書をもってその推薦候補の届出を選挙管理委員会に届出なければならない。

第 13 条

立候補者又は推薦候補者の届出は締切日の午後 5 時迄とする。

第 14 条 (投票によらないで当選者を決定する場合)

候補者が定数を超えない時又は超えなくなった時は総会の議決を経て投票によらないでその候補者を当選者と決定することができる。

第 15 条 (立候補者及び推薦候補者が無い場合)

会長及び監事の立候補及び推薦候補者が無かった場合には総会の議を経て会長及び監事を別段の方法で選ぶことができる。

第 16 条 (佐賀県歯科医師会の代議員及び地区選出理事候補者等の選出)

佐賀県歯科医師会代議員及び予備代議員並びに地区選出理事候補者の選出については、県歯の選挙規則を準用する。

第 17 条

本会会長は、県歯代議員、予備代議員及び地区選出理事候補者の選挙において当選者が確定したときは、県歯会長に報告する。

附 則

本規則は平成 25 年 3 月 1 日より施行する。

附 則

本規則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

役員委員旅費規則

第 1 条

役員その他の委嘱による者が会務の為出張した時は、日当を支給する。

第 2 条

旅費は県の基準表を準用する。

第 3 条

特に会長が認める時は、この規定にかかわらず実費額まで増額支給することができる。

第 4 条

出張の要件又は予算の都合により定額を支給し難い場合は、打切旅費として減額支給することができる。

互助共済会規則

第1章 総 則

第 1 条 (根 拠)

この規則は会則第5条5項の規定によりこれを設ける。

第 2 条 (名 称)

この会は三養基鳥栖地区歯科医師会互助共済会（以下共済会）という。

第 3 条 (目 的)

共済会は会員相互扶助の精神に則り、会員の福祉共済を図ることを目的とする。

第2章 会 員

第 4 条 (会 員)

共済会の会員は、本会の会員とし本会に入会と同時に加入するものとする。但し第3種会員については、共済会に加入することができない。

第3章 役 員

第 5 条 (役 員)

共済会の役員は、本会の役員が兼務する。

第 6 条 (任 期)

共済会役員の内任期は、本会役員の内任期に準ずる。

第4章 運 営

第 7 条 (共済事項)

第3条の目的を達成するために次の事項を行う。

- 1) 会員の死亡共済に関する事項。
- 2) 会員の障害、疾病共済に関する事項。
- 3) その他の必要な事項。

第 8 条 (負担金)

- 1 会員の負担金は、全て掛け捨てとし毎月 1,000 円を納入しなければならない。
- 2 共済入会金は 20 万円とする。

第 9 条 (共済金等の給付)

- 1 会員又は会員の家族が次の各号のいずれかに該当する場合は、弔慰金等を給付する。
 - 1) 会員が死亡した場合は、弔慰金 20 万円を給付する他、弔花を供する。但しその金額は理事会において決定する。
 - 2) 会員の配偶者が死亡した場合には、弔花を供する。但しその金額は理事会において決定する。
 - 3) 会員の父母又は子女が死亡した場合には、弔花を供する。但し会員の配偶者の父母については、同居者に限り弔花を供する。但しその金額は理事会において決定する。
 - 4) 会員と同居する会員の祖父母が死亡した場合には、弔花を供する。但しその金額は理事会において決定する。
- 2 初盆には供物を供するものとする。
 - 1) 第9条1の1) の場合には、2 万円又は同額相当の供物。
 - 2) 第9条1の2) の場合には、1 万円又は同額相当の供物。
- 3 会員が病気又は負傷した場合は、見舞金等を贈る。会員が2週間以上入院又は自宅療養もしくは休診した場合には、見舞金として2万円又は同額相当の見舞品を贈る。
- 4 会員の診療所又は住居が被災し損害を受けた時は、災害見舞金を贈る。但し、その金額は理事会において決定する。

第 10 条 (給付の決定)

この規則にかかわらず特に必要と認める時は理事会で検討しその都度決めることができる。

附 則

本規則は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本規則は平成 16 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

本規則は平成 20 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

本規則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

入会時納入金・会費規則

第 1 条

第1種会員は次の入会金、入会時負担金及び会費を納入するものとする。

入会金	50万円
運営協力金	30万円
互助共済入会金	20万円
会費（月額）	5千円

第 2 条

第2種会員は次の入会金、入会時負担金及び会費を納入するものとする。

入会金	30万円
互助共済入会金	20万円
会費（月額）	5千円

第 3 条

第3種会員は次の入会金、及び会費を納入するものとする。

入会金	3万円
会費（月額）	3千円

附 則

本規則は平成2年4月1日より施行する。

附 則

この改正規則は平成16年1月1日より施行する。

附 則

以上会則及び規則は平成20年11月1日より施行する。

附 則

本規則は、平成25年3月1日より施行する。

附 則

本規則は令和2年4月1日より施行する。